

# 盛岡市立青山小学校いじめ防止対策基本方針

盛岡市立青山小学校  
令和5年4月1日

## 【学校教育目標】

### ☆しなやかに考え、たくましく生き抜く子どもの育成

#### ◎明るくじょうぶな子ども

①あいさつ ②時間を意識した学校生活の充実 ③健康づくり・体力づくりの推進

④命を守る教育の充実

#### ◎みんなと力を合わせる子ども

⑤言葉遣い・言葉選び ⑥よりよい人間関係づくり、いじめの未然防止・早期発見・早期対応 ⑦集団をよりよくする態度の育成

#### ◎よく考える子ども

⑧学力の向上 ⑨授業改善の推進 ⑩自学力の向上と家庭学習の充実 ⑪読書活動の推進

## 【目指す子ども像】

- ・ 明るい声であいさつや返事ができる子
- ・ 命の大切さがわかり、健康で安全な生活をする子
- ・ 思いやりの心を持ち、仲良く協力して活動する子
- ・ よく見聞きして考え、自分の言葉で伝えられる子

## 【目指す教職員像】

- ・ ふれあいを大切にし、子どもと共に活動して範となる教師
- ・ 互いに助け、助けられる同僚性の下、進んで協力する教師
- ・ 創造性と研修意欲をもって授業改善に取り組み、子どもと共に成長する教師
- ・ ICTの活用など、新たなことに積極的に挑戦し、将来に向けてどの子にも希望と意欲をもたせて力を伸ばす教師

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

### (2) いじめの基本認識

- ア いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- イ いじめは、どの子にも、どの学級、どの学年、どの教室にも起こりうる。
- ウ いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こりうる。
- エ いじめは、被害者や加害者だけではなく、観衆や傍観者といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。

### (3) 学校としての構え

- ア いじめに繋がる可能性（どんな些細なことでも）があるすべての事案に対して、教職員がチームを組んでスピード・誠心誠意をモットーにして対応する。
- イ いじめの問題に取り組むにあたっては、まず子どもの様子を注意深く見て、未然防止に心掛ける。そして、早期発見に着実に心掛けて取り組む。
- ウ 教職員は、全ての児童の情報を共有するとともに、関係機関や教育委員会との連携を行いながら、いじめに対して組織として対応する。
- エ いじめは絶対に許されないという共通認識のもと、教育活動全体を通じて児童一人一人にも徹底する。
- オ いじめをしない、させない、見逃さない、許さない学級・学年・教室・学校づくりを進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的態度を醸成する。
- カ いじめが解消しても、継続して十分なアフターケアを行う。勿論、保護者との情報共有・連携に努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校は、まず、魅力ある学級・学年・教室づくりを第一とする。そのためには、わかる授業づくりが基本となる。
  - ア 児童一人一人が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、達成感のある教科指導をより充実させていく。
  - イ 一人はみんなのために、みんなは一人のためにとという精神を大切にし、望ましい人間関係の醸成に努め、よさを認め合う学級・教室経営・教科経営を充実させていく。
  - ウ 子ども一人一人が、「わるいことはわるい」「だめなことはだめ」という、いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、児童自身も主体的に問題解決に取り組むことができるように指導する。
  - エ 命の大切さについて、全教育活動を通して、具体的な場面で指導する。
  - オ 担当や担任だけではなく、児童が相談しやすい環境づくりに努める。
  
- (2) 豊かな心を育成することが大切となる。
  - ア 児童会活動と連動させながら、「日本一のあいさつ」と「アクセル言葉」が実践できる学校をめざし、あいさつの輪を広げ、しなやかな人間関係作りに努める。
  - イ 毎日の清掃活動にしっかり取り組ませ、学校をきれいにする意識や態度を育てるとともに、係活動や委員会活動・児童会活動等を通して、働く喜びや大切さ、そして苦労なども体験させ、心豊かに生き生きと生活できる場を作らせていく。
  - ウ 教育活動全体を通して、規範意識の向上、他人を思いやる心、自律の心を育てる道德教育の充実を図る。
  - エ 誰もが、偏見・差別を許さず、人を思いやる心を育てる人権教育を充実し、人間尊重の校風づくりに努める。
  
- (3) 自己指導能力の育成を図ることが大切である。（すべての教育活動を通して）
  - ア 一人一人の児童の居場所づくりに努める。
  - イ 互いに認め合い、共感的な人間関係を育成する。
  - ウ 思考力・判断力・表現力を育て、自己決定能力並びに、自己の可能性を開発できる支援に努める。
  
- (4) 遠近の目標や夢をもたせることが必要である。
  - ア 毎日・週・月・・・・・・・・将来の夢を繋げることができるように、子どもの可能性を信じて指導に努める。
  - イ 自己肯定感を高めるために、得意なこと、不得意なことを理解し、褒め・認め・励ましていく指導に努める。
  
- (5) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進に努める。
  - ア スマートフォン・通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、学校と保護者が連携して取り組む。
  - イ 情報モラル・トラブル・使い方についての児童・教職員・保護者の意識を高めるための研修会の開催をする。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) アンケート調査等の実施による情報収集に努める
  - ア 早期発見・早期対応のために、定期的アンケート、相談しやすい人間関係づくり、保護者との情報の共有に努める。
  - イ いじめ未然防止・対策委員会・・・本校では、生徒指導委員会、学校経営委員会（校長・副校長・主幹教諭・教務主任・研究主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任・通級主任）、週1回の職員朝会での共通理解、職員会議においての各学年・担任外・給食室・保健室・通級教室からの情報を確認することで、学校の実態把握を丁寧に確実に行う。少しの変化でも、すぐに対応する。
  - ウ 学級担任・養護教諭等すべての教職員が、子どもの少しの変化や様子の違いを見逃さない日常の活動に努める。
- (2) 教育相談の充実
  - ア 本校の全教職員は、共感かつ受容の心で児童に対応する。日頃から児童理解に努める。
  - イ どんなに小さな、些細と思う事例でも、最悪の事態を想定して、危機意識をもって相談に当たる。
  - ウ 児童の対応に当たっては、生徒指導主事、教育相談担当を中心とし、担任、養護教諭等、すべての教職員がそれぞれの役割を相互理解し、保護者や関係機関等との連携を図る。
- (3) 教職員の研修の充実
  - ア 年度始めの会議や年間を通して、生徒指導会議や職員会議等において、いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ」に関する全教職員による研修会を行う。
  - イ 本校における具体的事例に基づいた研修を行い、生きた教材から学ぶことを大切にする。
- (4) 保護者との連携
  - ア いじめ事案の発見は、保護者からの相談が多いことから、常に相談しやすい体制づくりに努める。
  - イ いじめる側、いじめられる側の保護者に丁寧かつ誠心誠意の心で事実を話し、謝罪についても、しっかりと関わるようにする。特にも、いじめを受けた児童の保護者に対しては、その思いをしっかりと受け止めて対応に当たる。保護者の理解を受けながら指導にあたる。
- (5) 関係機関との連携
  - ア いじめの問題については、学校だけで抱え込まず、教育委員会や教育推進委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携や行動連携をする。
  - イ インターネット等に関わる事案については、保護者の協力をもらい、警察等との関係機関との連携を図る必要がある。

### 4 いじめ防止対策委員会の設置（いじめ防止対策推進法 第22条）

- いじめの未然防止や早期対応・早期解決のために、実効性のある組織をつくる。
- 校内 （校長・副校長・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・関係学年）  
場合によっては、以下の校外の方々にも委員会に加わることがある。
- 校外 （PTA会長・教育推進委員・主任児童委員等）

## 5 年間計画

月	取組内容	実態調査等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（方針）・保護者説明（総会・通信等）</li> <li>・児童の実態把握（職員会議等で実施）</li> <li>・校内委員会による情報交換（年間）</li> <li>・「くらしのやくそく」による指導（年間）</li> </ul>	児童との個別面談  児童の実態把握 （調査票，観察，面談等）
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問による保護者との連携</li> <li>・連休のくらし方 （・職員研修）</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長と教職員との面談</li> </ul>	いじめ調査アンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育推進委員会 ・夏休みのくらしについて</li> <li>・保護者面談</li> </ul>	学校評価アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい参観日</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学児童保護者説明会</li> </ul>	いじめ調査アンケート
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長と教員との面談</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談 ・冬休みのくらしについて</li> </ul>	学校評価アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育推進委員会 ・保護者懇談会</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年間の評価，次年度への引き継ぎ</li> <li>・新入学児童保護者説明会</li> <li>・春休みのくらしについて</li> </ul>	↓

## 6 いじめ問題発生時マニュアル

いじめの兆候を把握したら，事実確認を行う

いじめを受けた児童の安全を優先

双方の保護者に説明する

家庭の協力を受けて，児童指導に当たる

謝罪の指導を行う

いじめは絶対に許されないという認識

いじめを受けた児童への心のケア

再発防止・長期的見守りの取組

教育委員会へ指導の事実を報告

- ・校長の指示のもと指導が開始される
- ・いじめを受けた児童の安心安全を最優先する
- ・学級のまわりの児童（傍観者）の指導についても併行して行う。
- ・担任一人に任せずに，組織として取り組む
- ・保護者との連携は，丁寧に行い，事実をしっかりと伝える。特にも，謝罪の場面には，しっかりと立ち会う
- ・重大事態の場合，教育委員会に速やかに報告し，指導を受ける

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策基本法 第28条①)
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策基本法 第28条②)

### (2) 重大事態の報告

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- イ 児童から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### (3) 重大事態の調査

#### 学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 被害児童・保護者等に対して調査方針の説明を行う。
- エ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- カ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。その際、関係者の個人情報に配慮する。
- キ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ク 本校いじめ防止対策委員会で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### 学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### (4) 調査結果に基づく対応

- ア 被害児童に対して、安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。
- イ 加害児童に対して、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させたうえで、成長支援につながる丁寧な指導を行う。